

## 埼玉県災害派遣精神医療チーム（埼玉DPAT）運営要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、地震・台風等による自然災害や犯罪事件、航空機・列車事故等の大規模災害（以下「大規模災害等」という。）の発生時において、被災地域に入り、被災者及び支援者に対して、専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の運営について、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次のとおりとする。

#### （1）DPAT

DPATとは、災害派遣精神医療チームの英訳（Disaster Psychiatric Assistance Team）から命名したもので、精神科医師をリーダーとした1チーム3～5名による編成を基本とし、DPAT調整本部のもと活動する。

なお、DPATのうち、発災当日から遅くとも48時間以内に、被災地域で活動するチームを「DPAT先遣隊」という。

#### （2）埼玉DPAT

埼玉DPATとは、DPATのうち埼玉県内の精神科医療機関等の職員によって組織されたチームで、必要に応じて、県内外で活動を行う。

#### （3）医療救急部

医療救急部とは、県が災害対策本部を設置した場合に保健医療部に設置する組織で、医療救急に関する災害対応の指揮及び調整を行う。

#### （4）埼玉県DPAT調整本部

埼玉県DPAT調整本部とは、県内で活動するDPATを統括する組織で、災害対策本部及び医療救急部の指揮下に置かれ、県があらかじめ厚生労働省にDPAT統括者として登録した精神科医師（以下「DPAT統括者」という）が統括し、保健医療部疾病対策課及び福祉部障害者福祉推進課、精神保健福祉センターにおいて事務を処理する。

#### （5）埼玉県DPAT活動拠点本部

埼玉県DPAT活動拠点本部とは、DPAT調整本部の指揮下に置かれる組織で、必要に応じて、被災地域の保健所圏域、市町村等の単位で設置するものをいう。

#### （6）埼玉DPAT派遣協力医療機関

埼玉DPAT派遣協力医療機関とは、第4条の規定による埼玉DPATの隊員が所属する県内の精神科医療機関をいう。

#### （7）災害精神保健医療情報支援システム（Disaster Mental Health Information Support System：DMHISS）

災害精神保健医療情報支援システム（DMHISS）は、災害時に厚生労働省及び都道府県等が効率的な派遣調整事務及び派遣後の事務処理を行うため、派遣要請／派遣先割当機能、活動記録機能、集計機能を有しているインターネットを活用した情報共有ツールをいう。

(活動内容)

第3条 埼玉DPATは、被災地域において以下の活動を行う。

- (1) 被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援
- (2) 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- (3) 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- (4) 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- (5) その他災害時における精神科医療の提供及び精神保健活動に必要な措置

2 埼玉DPATは、移動、通信手段、医薬品等の医療用資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(編成)

第4条 埼玉DPATは、原則として次に掲げる者により編成し、精神科医師をリーダーとし、1チーム3名又は4名の隊員での編成を基本とする。ただし、状況に応じて編成及び人数を調整できるものとする。

- (1) 精神科医師(必須) 1名
- (2) 看護師(必須) 1名
- (3) 事務担当(業務調整員)(必須) 1名
- (4) 精神保健福祉士、臨床心理士等 1名

2 前項の編成は、県機関の職員等で編成するほかに、必要に応じ、埼玉DPAT派遣協力医療機関(以下「医療機関等」という。)に依頼し編成するものとする。

3 第1項の編成は、原則として所属機関ごとに編成するものとする。ただし、複数の埼玉DPATが同時に活動する等の場合で、同一機関での編成が困難な場合は、複数の機関で編成することができるものとする。

4 DPAT先遣隊は、埼玉県立精神医療センターで編成し、厚生労働省に登録するものとする。

(出動基準)

第5条 埼玉DPATは、次の各号のいずれかに該当し、知事が埼玉DPATの活動が必要と判断した場合に出動することとし、医療機関等に派遣を要請する。

- (1) 県内で大規模災害等が発生し、精神科医療及び精神保健活動への需要が増大する等、埼玉DPATが出動し対応することが効果的であると認められる場合
- (2) 県外で大規模災害等が発生し、国あるいは他都道府県から埼玉DPATの派遣要請があった場合
- (3) その他、県内被災市町村から埼玉DPATの派遣要請があった場合

(指揮系統)

第6条 埼玉DPATは、県内で大規模災害等が発生し活動する場合、県災害対策本部、医療救急部及び別途定める要領に基づき設置される埼玉県DPAT調整本部の指揮下に置かれる。

2 埼玉DPATは、県外で大規模災害等が発生し活動する場合、被災地の都道府県が設置する災害対策本部、災害医療本部及びDPAT調整本部の指揮下に置かれる。

3 埼玉DPATは、県内外問わず、DPAT調整本部のもとに活動拠点本部が設置され

た場合、活動拠点本部の指示に従い活動する。

(活動期間等)

第7条 埼玉DPATの活動期間は、原則として被災地域の精神科医療機関の機能が回復するまでとする。ただし、被災地域から引き続き派遣要請がある場合は、活動期間を延長することができるものとする。

2 埼玉DPATの1チームあたりの活動期間は、7日間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

3 出動した埼玉DPATは、災害精神保健医療情報支援システム（DMHISS）により活動を記録する。

4 活動を終了した埼玉DPATは、派遣協力医療機関の長を通じて、速やかに別に定める「活動記録報告書」を県に提出するものとする。

(協定の締結等)

第8条 知事は、埼玉DPATの派遣に関し、医療機関等と埼玉DPATに係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。

(1) 派遣の依頼方法

(2) 指揮系統

(3) 身分

(4) 活動内容

(5) 費用弁償

(6) 損害賠償

(7) その他必要な事項

(研修等)

第9条 埼玉DPATを編成する医療機関等は、その技術の向上を図るため、埼玉DPAT隊員の研修及び訓練に努めるものとする。

2 知事は、埼玉DPATの質的向上を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月12日から施行する。